時事新報

第千三百十七號
明治十九年七月二日 金曜日
舊丙戌六月朔日(癸亥)
日出午前四時四十九分 日入午後七時十八分
月出午前五時零二分 月入午後七時二十四分
滿潮午前五時二十八分 滿潮午後五時五十分
(西曆一千八百八十六年)

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ揭クル各地ニ於テハ賣捌所ヨリ配達料ニテ配達ス(但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ)

●東京・横濱、横須賀●神奈川、藤澤、大磯、小田原、西浦賀、七番、蒲山、修善寺、三島、沼津、興津、清水、靜岡、濱松、島田、掛川●大坂、京都、大津、和歌山●神戸、岡山、尾ノ道、福山、廣島、馬關、下ノ關、長崎●名古屋、岐阜、四日市、桑名、津、松坂、山田●仙臺、福島、二本松、白石、石ノ巻、函館、青森、弘前●高崎、小諸、岩村田、上田●宇都宮、鹿沼、八王子、千住、越ヶ谷、草加、桂戸、幸手、加須、粕谷●千葉、佐倉、東金、八幡、船橋、市川

其他同地近傍ハ右賣捌所ニ於テ取次ク諸國トモ郵送料不申受候

時事新報廣告料(前金)一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

劇場改良の說(前號の續)

前號に說きたるが如く從來の劇場を一掃し去りて復た其弊習を留めず俳優も心事を改革し座主も相應の資本を備へて事業の確實を旨とすることを得べきや果して然らんには今の劇場を改良するに住方銘案なしと云ふ可らず我輩今其改良の一端を陳ずるに先ち西洋諸國劇場の模樣を一言せんに場の大小は固より概言す可らず其大なる者は四五階にして最下層即ち平土間の正面に舞臺あり舞臺に對して彎形を成したる大廈の四五層は觀客の見物席にして左右舞臺に接近したる所にボックスと稱して椅子三四脚を容るゝ掛棧敷樣のものあり是れは場中最良の位地にして席料頗る高く一圓十五圓乃至二十圓を下らず貴客の觀覽する席とす舞臺の前面に樂隊を置き樂隊の後に高等の客席を設け又其後部に遁るゝ程席料割合に廉なるを以て觀客の競爭して占めんと欲する所なり通常の客は二階三階に上り四五階に上るものは最下等にして一人の見物料十二錢內外、此席に上るものを天帝と稱す蓋し高きに居るが故に云ふ東京の新富座にて二階の鐵欄の外にて見物するものを熊と云ふが如し斯くて劇場は夕刻七時頃より開きて夜十二時頃まで打出すを例とし其れより場中にて喫飯するが如き不体[illegible]なく唯場中に酒、茶、[illegible]菓子等を賣る所あり喉渇するものは就て之と飲食し或は貴客の求めに應じて女子の給仕が茶菓を捧[illegible]周旋するあるのみ体裁と云ひ外見と云ひ誠に文明國の風に背かずと雖ども之に反して我國の劇場[illegible]じければ第一演劇の時間長くして通常午前八時[illegible]を通觀せんとせば劇場中に[illegible]一日十三四時間を費さゞる可らず左なきだに空[illegible]場中の空氣腐敗して往々肢體[illegible]あるに其中に在りて十三四時間の長き耳目と[illegible]もなく時間長きが故に飲食せざる可ら[illegible]にて其間[illegible]かく其短き間も尚觀客[illegible]前面に[illegible]へ幕下る每[illegible]劇場にて幕間時と[illegible]觀客の耳目を悅ばしむるもの[illegible]故に客は彼の[illegible]相摩する其中に在りて不潔なる空氣を呼吸しながら茶を啜り菓子を喫し酒を飲み料理を食ひ午飯晩餐を進ふ等劇場を以て傍ら醉飽の場と無し衆人廣座の中に於て鯨飲牛食する其醜態も何程に堪忍して見るも文明國の劇場よりも寧ろ此觀客の奇異なる狀態に驚き恰かも日本陋風俗の共進會を觀るの想あるとならん扨て又此醉飽客に給仕するが爲めに芝居茶屋なるものあり甚だ無用のものにして我國の劇場に伴ふ宿弊物なれども晝夜十餘時間の演劇を觀んとするには晝夜の諸用を達するがため勢ひ此の茶屋なかるべからず然れ共茶屋あれば隨て茶屋に伴ふの雜費雜用ありて結局觀客の煩を增すの媒介たるに過ぎず唯今の茶屋なるものも不完全なる劇場の寄生虫なりと云ふべきのみ之を要するに目下我國の劇場を改良するには先づ演劇時間を短縮せざる可らず時間を短縮すれば觀客の攝生上にも便なり飲食も必要もなく隨て所謂茶屋なるものをも要せざるに至らん劇場改良の意あらんものは先づ其時間を改めて追て種々の改良を加へ我劇場をして文明風に適せしめ外國人の耳目を樂ましむるまでに至らざるもせめて日本風俗の醜態を示その場たらしめざらんこと我輩の企望する所なり(未完)

官報

○文部省令第十六號

勅令第十五號中學校令第七條ニ基キ高等中學校ノ學科及其程度ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治十九年七月一日 文部大臣 森有禮

高等中學校ノ學科及其程度

第一條 高等中學校ノ學科ハ國語漢文第一外國語第二外國語羅甸語地理歷史數學動物植物地質鑛物物理化學天文理財學哲學圖畫力學測量及體操トス第一外國語ハ通常英語トシ第二外國語ハ通常獨語若クハ佛語トス○

第二條 高等中學校ノ修業年限ハ二箇年トス○第三條 高等中學校ニ於テハ二級ヲ設ケ每級ノ授業期限ヲ一年トシ一年內ニ於テハ凡四十週授業スベキモノトス○

第四條 高等中學校ノ各學科授業ノ時數凡ソ左ノ如シ

(時數表略)○第五條 高等中學校ノ各學科ノ程度左ノ如シ(國語及漢文)漢字交リ文及漢文ノ講讀作文(第一外國語)講讀會話作文翻譯(第二外國語)前項ニ同シ(羅甸語)文法講讀(地理)政治地理(歷史)希臘羅馬獨佛英米ノ歷史(數學)平面解析幾何立體解析幾何ノ初步方程式論大意微分積分(動物及植物)醫科動植物學及人體解剖學(地質及鑛物)大意(物理)理論及實驗(化學)無機化學有機化學理論實驗及分析(天文)初步(理財學)大意(哲學)心理及論理(圖畫)畫法幾何及用器畫法(力學)運動學及分子固體流體ノ力學(測量)理論及實地演習(體操)兵式體操○第六條 高等中學校ノ第一年級ニ入ルコトヲ得ヘキモノハ品行端正身體健康年齡滿十七年以上ニシテ尋常中學校ヲ卒業シタルモノ若クハ之ニ均シキ學力ヲ有スルモノトス 第二年級ニ入ルコトヲ得ヘキモノハ品行身體年齡ノ資格前項ニ準シ其級ノ課程ヲ修メ得ヘキ學力ヲ有スルモノトス○第七條 高等中學校ニ於テハ豫科ヲ置クコトヲ得此場合ニ於テハ尋常中學校第三年級以上ノ學科及其程度ニ據ルモノトス○第八條 法科醫科工科文科理科農業商業等ノ分科ニ關スル學科及其程度ハ別ニ之ヲ定ム

○外國領事認可 本邦駐箚西班牙辨理公使ドン、ホセー、デラヴァタ(Don José Delavat)氏ニ今般在東京同國總領事ヲ兼任シ去月廿九日御認可相成りたり

雜報

●虎列剌

流行地	月日	新患者	新舊死亡
廣島縣	六月廿八日	二十一人	二十四人
大坂府	六月廿九日	百五十九人	百廿八人

但シ四區西成郡ニ新患八十四人新舊死亡五十七人

○流行地外虎列剌 神奈川縣去月二十九日三十日新患一人、新舊死亡三人群馬縣去月三十日新患二人同死亡一人靜岡縣去月二十八日新患二人愛知縣去月二十六日二十七日新患二人三重縣去月二十五日より二十八日迄新患二十七人、新舊死亡二十人石川縣去月二十四日廿五日新患一人、新舊死亡二人あり(神奈川外五縣報告)(以上本年七月一日官報)

○東京電燈會社 同會社にては追々事業の緒に就く有樣なるに付今度日本橋通壹岸島富島町に假事務所を置き近日より同所にて事務を取扱ふ由にて既に室內の電燈取付も出來したれば開局後は諸人の縱覽をも許すと等なりと云ふ

○官報局の電氣燈 內閣官報局にては豫て同局の印刷場に電氣燈を設置することを東京電燈會社に委托せしが去月二十日迄に其用意悉皆整頓せしに付爾來一週間程每夜通し點燈試驗を爲せしに處少しの不都合もなきを以て客月二十八日夕刻より高橋同局次長其他の局員と東京電燈會社長矢島作郎氏並に横濱フレーザア商會員等立合の上本試驗を行なひたる由此點燈法は有名なるエヂソン電燈器一式を用ひ器械は七十五燈用と稱するものなれども十六燭光の電燈と十燭光のものとを混用すると以て尚其燈數を增加するを得ると云ふ右電燈設置以來同印刷場は場內の光明十分なるは勿論空氣も聊か惡氣を生することなきを以て職工等は終夜仕事を爲くるも疲勞を覺ゆること少なく又瓦斯燈又ても石油燈にても午前三時頃ともなれば燈光朦朧となり何となく深夜の思あるものなるが電氣燈に至りては夜明の頃となりても日暮始めて點燈したる時の如くなれば隨て其仕事も捗取りも善く夜業を爲す工場には最も必要なるものなるべしと云ふ

○振精組公判第六回 (前號の續)

(大)佛國銀行へは誰より利子を拂ひしや(スシ)自分より拂へり(大)森田が詐偽のことを注進せし際アッシユーせしとは誰なるや(スシ)モットと云ふ(大)森田と除きて十名の被告人あり此被告人は皆詐偽を行へりと思ふや(スシ)證據あらざれ共然う思ふ(大)鳴門組、森田、振精組の三名を相手取り私訴の請求を爲せしや(スシ)被告人一同の外總て本件に關係せし者よく金有りと認むる者は悉く相手取る心得なり此外猶數回問答の末增島氏より又同人へ質問して曰く(增)巴里銀行支店に至れば誰にても貸附金を爲すべしと思ふや(スシ)否らず(增)生糸を買入れ又は典物として受るも森田の手を經ざれば爲し難きものなるや(スシ)買入れ際は必ずしも森田を要せざるなり(增)森田を番頭として雇入れたる以後此事件の外何か不忠なることありしや(スシ)別段なけれ共口錢を貸ふと申すことを聞きたることあり之れより金高其外の事に付き辨護人被告人原告人との間に數回問答ありしが時刻既に移りたると以て本日は之れにて閉廷する旨裁判長より申渡され一同退廷す

振精組公判第七回 六月廿九日午前第九時廿五分開廷裁判長由布判事は前回に引續き取調ぶ可き旨を命ず(一同)前回陳述仕りたる利子の事柄に付猶一言陳述仕度ことあり其は彼の振精組より受取りたる利子は一割零八厘にて主人スシュイネーへ渡せしは一割、即ち八厘の利分と自分へ貰ひたる一事なり從來横濱商館の慣習にて番頭が此の如きことを爲すは殆んど通常のことなれば自分も又其慣習によりて貰ひ居たる迄にて決して惡意ありて然るものに非らざれば裁判長閣下幸に之れを諒せられんことを(リツナァホルド)民事原告人の一人なる自分が頗る困難上ある地位に立てり如何とあ

れば自分は毫も
述辭を一々了解
も未だ全く反
て御召換あり
き虔きとあれ
し時なれば質
り衆より自分
の保護を受け
甚だ困却仕る
び證人を御召
原告人の請求
本職に於て異
求は公訴の爲
問せし事件は
事實取調中あ
は頗る被告人の
く私訴を後に
請求に對して
告が證人召喚
本語に通せざ
過ぎず此の如
人と再び召喚
し反譯の濟ま
て理由とせん
判所に於て此
ならん裁判長
せられんこと
ても辨護人と
に取調上之と
事原告の請求
方あり(裁)邦
非濟太郎は已
の必要なきと
から調査と見
自分は異議の
訴公訴共に起
如きとれあ
らん即ち民事
爲す場合にて
き必要と發見
にあらず(裁)
捻)公訴を先
きたるとなれ
ん(裁)元來本
裁判し度き考
るのみあれば
法の精神に反
し敢て喙を容
(高梨)治罪法
るものあり殊
訴私訴の區別
長に於ても幾
に望むらくは
の證人召喚に
び召喚の義は
被告高木大之

One blind
一人の盲人が
Let us hav
小判官よなれ
わてこそりの
うね遊びに出
女房「それで
側の郵便に出
ひなさつたら

○今日の